

## 改正内容

### 2.6.1 公共測量成果の適用（改定）

平成 23 年東北地方太平洋沖地震により被災した河川管理施設や海岸保全施設に係る施設設計に用いる公共測量成果（国土交通省国土地理院発表）は、下表に示す成果を適用する。

表 2.6.1 適用する公共測量成果

種別	成果公表年月日	備考
三角点	平成 23 年 10 月 31 日	
水準点	平成 23 年 10 月 31 日	
	<u>平成 29 年 2 月 28 日</u>	

#### 解説

水準点について、平成 29 年 3 月 1 日以降に設計を実施する事業は、平成 29 年 2 月 28 日公表の水準点成果を適用する。また、建設中の事業においては、事業の実施段階に応じた公表成果を適用することとし、対象箇所については主務課と協議すること。

### 2.6.1 高さの基準（現行）

平成 23 年東北地方太平洋沖地震により被災した河川管理施設や海岸保全施設に係る施設設計に用いる公共測量成果（国土交通省国土地理院発表）は、下表に示す成果を適用する。

表 2.6.1 適用する公共測量成果

種別	成果公表年月日	備考
三角点	平成 23 年 10 月 31 日	
水準点	平成 23 年 10 月 31 日	